

大地震発生時の臨時休業について

- ① 休日・夜間等の、登校時間以外の時間帯において震度6弱以上の地震が発生した際は、当面の間、臨時休業といたします。（小平市公立学校）

- ② 在校時において、震度6弱以上の地震が発生した際は、児童の保護者への引き渡し等の対応後、当面の間、臨時休業といたします。（小平市公立学校）